

独立行政法人日本医療研究開発機構法案 新旧対照条文 目次

一 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三百三十五号） 1

二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号） 3

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>（削除）</p> <p>ロ 試験研究を政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。ハにおいて同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>ハ）ハ）（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（区分経理） 第十八条（略）</p> <p>一 第十五条第一号イ及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附</p>	<p>（業務の範囲） 第十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 基礎的研究（イに掲げるものを除く。）を他に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>ハ）試験研究を政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。ニにおいて同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（ロに掲げるものを除く。）。</p> <p>ニ）ト）（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（区分経理） 第十八条（略）</p> <p>一 第十五条第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる業務並びにこ</p>

帯する業務

二 第十五条第一号ロからへまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

附則

(承継業務等)

第十二条 (略)

25 (略)

6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号ロからへまでに掲げる業務とみなす。

れらに附帯する業務

二 第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

附則

(承継業務等)

第十二条 (略)

25 (略)

6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務とみなす。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
（附則第九条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一 独立行政法人日本医療研究開発機構 二 三十八（略）	別表第一（第二条関係） 一 削除 二 三十八（略）